

令和3年度指導監査対象[社会福祉法人]

実施数 4法人

指摘件数 5件

【指摘の内訳】

□評議員会の招集に関すること 4件

(主な内容)

理事会で評議員会の招集に必要な事項(開催日時・場所・議案)について決議の上、議事録に明記すること。(※同様の指摘を3法人に実施)

評議員会の招集については、開催日から1週間前(中7日)までに通知を行うこと。なお、上記期間までに招集通知を発することができない場合は、招集通知の省略に係る手続きを行うとともに、評議員の全員から同意を得たうえで、同意を得たことを証する書類を保管しておくこと。(同意書もしくは、評議員会の議事録に記載する等により記録を保存すること。)

□社会福祉充実計画に関すること 1件

(主な内容)

社会福祉充実計画について、令和2年度末時点における計画上の社会福祉充実残高見込み額と実績額に大幅な乖離が生じていることから、計画の変更手続きを行うこと。